

中国における専利関係書類の更新

および専利書類の電子化

北京銀龍知識産権代理有限公司
(Dragon Intellectual Property Law
Firm)

任 向然
市場本部 日本部



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しをうけて設立された代理機構である。任は、2012年に北京銀龍に入社し、国家知識産権局に対する手続面に関する豊富な知識を有し、また、中国人民大学の法学修士号を有している。現在、市場本部において、日本の企業、特許事務所への中国知財に関する手続面のサポートの責任者を担当している。

概要

2021年6月1日、12年ぶりに改正された専利法が施行された。この改正にともない、2021年5月26日、国家知識産権局から「専利法改正に関する関連書類の修正の公布に関する通知」（以下「通知」という）が発行され、専利関連書類が更新された。

また、2020年2月4日、国家知識産権局から「電子の専利証書および専利電子申請通知書の電子印章の関連事項に関する公告（第349号）」が発行された。主な内容は専利証書が電子化されるというものである。以下、詳細について説明する。

詳細

1. 専利関連書類の更新

「通知」では、14件の書類が更新され、3件の書類（以下の表番号14, 16, 17）が追加された。

更新・追加に係る書類および内容は、次のとおり。

番号	書類名称	コード※8	内容
1	専利代理委任状	100007	※1
2	強制ライセンス申請書	100019	※1
3	強制ライセンス使用料裁決申請書	100020	※1
4	包括委任状	100022	※1
5	外国に専利を出願する秘密保持審査申請書	100027	※1

6	専利権評価報告証明	100049	※ 2
7	専利権評価報告申請書	100701	※ 2
8	発明専利申請書	110101	※ 3
9	実用新案専利申請書	120101	※ 3
10	実用新案専利検索報告申請書	120701	※ 4
11	意匠専利申請書	130101	※ 5
12	国際出願が中国国内段階に入る声明（発明）	150101	※ 3
13	国際出願が中国国内段階に入る声明（実用新案）	150102	※ 3
14	専利権存続期間及び薬品専利存続期間の補償申請書	100703	※ 6
15	専利実施ライセンス契約の登録申請表	-	※ 1
16	専利オープンライセンスの声明	-	※ 7
17	専利オープンライセンスの声明の撤回	-	※ 7

※ 1：（専利代理委任状、強制ライセンス申請書、強制ライセンス使用料裁決申請書、包括委任状、外国に専利を出願する秘密保持審査申請書、専利実施ライセンス契約の登録申請表）

専利法は改正により全 76 条から全 82 条に増加した。条文番号のみが変更された条項が多数あり、※ 1 の書類中においても専利法の条文番号のみ変更された。

※ 2：（専利権評価報告証明、専利権評価報告申請書）

専利権評価報告の作成を申請できる者が、被疑侵害者まで拡大されたことに伴う更新である。注意事項の欄には、被疑侵害者とその申請者である場合、人民法院から出された立案類の通知書など（例：応訴通知書（原告から提出された起訴状、証拠などを人民法院が被告に転送する際に添付する書類））を証明として提出する旨が記載されている。

※ 3：（発明専利申請書、実用新案専利申請書、国際出願の場合、中国国内段階移行声明（発明、実用新案））

専利法の改正により「国家に緊急事態または非常事態が生じた際、公共利益の目的で最初に公開された場合」（専利法第 24 条第 1 項（1））、新規性喪失の例外の適用を受けることができるようになり、新規性喪失の例外の適用を受ける場合のチェック欄が追加された。

※4：（実用新案専利検索報告申請書）

「実用新案専利検索報告」は、出願日（優先権主張がある場合は優先日）が2009年10月1日以前（専利法第3次改正の施行前）の実用新案権に対する権利の有効性を報告するもので、その申請書の形式が更新された。

※5：（意匠専利申請書）

専利法の改正により、意匠に関して部分意匠制度、国内優先権制度が導入された。これにより、部分意匠のチェック欄が追加された。また、外国優先権の基礎出願の情報を記載する欄に国内優先権の情報も記載できるように、該当する欄の名称が「外国優先権を主張する声明」から「優先権を主張する声明」に変更された。また、発明、実用新案と同様に、上記※3のチェック欄が追加された。

※6：（専利権存続期間及び薬品専利存続期間の補償申請書）

専利法の改正により、発明の登録過程中における不合理な遅延および新薬の市場販売の認可にかかった時間について、専利権の存続期間が補償（延長）されることになり（専利法第42条第2項、第3項）、その申請書があらたに追加された。

※7：（専利オープンライセンスの声明、声明の撤回）

専利法の改正により、ライセンスの意思のある権利者の権利について国務院専利行政部門が公告を行い、権利の活用を促進するというオープンライセンスの制度（専利法第50～52条）が導入され、その声明および声明の撤回の申請書があらたに追加された。

なお、オープンライセンスの手続に関して、2021年5月31日、国家知識産権局から「専利オープンライセンスの声明の受理業務の手続指南（経過期間の適用）」が発行された。

※8：各書類の分別番号

2. 専利証書の電子化など

「電子の専利証書および専利電子申請通知書の電子印章の関連事項に関する公告（第349号）」では、次のように規定している。

1. 授権公告日が2020年3月3日以後の専利電子出願について、国家知識産権局は、専利電子出願システムを通じて電子専利証を発行し、紙の専利証書は発行し

ない。必要な場合、電子出願の登録ユーザは、専利電子出願サイト (<http://cponline.cnipa.gov.cn>) に申請し、一件ずつ紙の専利証書を取得できる。

2. 2020年2月17日から、専利出願の受理段階での通知書には、「国家知識産権局専利出願受理章」を使用せず、「国家知識産権局専利審査業務章」を使用する。

3. 2020年2月17日から、国家知識産権局専利局、各専利代弁処および各知識産権保護センタ／快速権利維持センタは、専利電子出願の通知書および決定の紙の副本を提供しない。国家知識産権局がすでに発行し、かつ署名が無い電子書類形式の通知書および決定については、必要な場合、電子出願登録ユーザは、専利電子出願サイトにおいて電子印が付された通知書および決定の請求を申請することができる。

4. ユーザは、電子印が付された電子専利証書、通知書、および決定の書面に対して、専利電子出願サイトから確認することができる。関連する手続のプロセスおよび確認の手順は、専利電子出願サイトのサポート書類を参照。

出典

1. 専利法改正に関する関連書類の修正の公布に関する通知

http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/26/art_75_159646.html

2. 専利オープンライセンスの声明の受理業務の手続指南（経過期間の適用）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/31/art_2626_159749.html

3. 電子の専利証書および専利電子申請通知書の電子印章の関連事項に関する公告（第349号）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/2/4/art_74_11642.html

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）